

## 特集

# 合同会社制度とその実務

司法書士 吳羽 芳文

## 1 はじめに

平成18年5月1日に施行された会社法において、新たな会社類型として合同会社ができるようになりました。合同会社は、構成員である社員が業務執行を担うため組織がシンプルであり、内部関係については広く定款自治に委ねられているため、当事者間で最適な利用状況を設定することが可能であり、また、社員の責任は、株式会社の株主と同様、間接有限責任であるため、社員は会社の債務について債権者に対し直接弁済する責任を負わない、といった特色を持つ会社です。

法務省発表の登記統計によれば、1年間の合同会社の設立登記申請件数は、平成18年は3,392件、以降平成19年6,076件、平成20年5,413件、平成21年5,771件、平成22年7,153件、平成23年9,130件と、毎年設立件数が増加しており、子会社事業やベンチャー事業、資産管理会社、特別目的会社(SPC)等として、その利用例が増えています。

本稿では、近年利用例が増えている合同会社について、設立から解散までの手続きを説明し、最後に株式会社と有限責任事業組合との比較を行い、その特徴について説明したいと思います。

## 2 持分会社制度

### 1. 会社の種類

会社法では、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社という4つの種類の会社類型を定めています。このうち、合名会社、合資会社、合同会社は「持分会社」と呼ばれ、人的信頼関係により結びついた少人数の社員により構成される会社を前提に、会社の在り方は原則として社員全員の一致により決まりますが、定款による幅広い自治も認められた会社類型となっています。

### 2. 持分会社の区分

持分会社の社員には、その責任の在り方について、無限責任社員と有限責任社員2つの種類があります。持分会社は、無限責任社員と有限責任社員それぞれの存否により区分され、合名会社は社員全員が無限責任社員により、合同会社は社員全員が有限責任社員により、合資会社は無限責任社員と有限責任社員により構成されます。合同会社が、社員の責任を変更し、又は無限責任社員が加入することにより、社員の全部又は一部が無限責任社員となった場合は、合同会社は、それぞれ合名会社又は合資会社に会社の種類が変更されます。

### 3. 社員の責任

持分会社の社員は、会社の財産をもってその債務を完済することができなかつた場合、又は会社の財産に対する強制執行が奏功しなかつた場合には、債権者に対して連帯して直接弁済する責任を負います。この際、無限責任社員は、債務全額について責任を負いますが、有限責任社員は、定款に定められた「出資の目的」のうち、未だに出資を履行していない額を限度として責任を負います。

ただし、合同会社では、社員は、設立又は加入時に、定款に定められた「出資の目的」全部の履行が義務付けられ、出資の未履行部分が無いため、債権者に対して直接責任を負うことはありません。このような責任の在り方を間接有限責任といいます。